

ひとり
一人ひとりを
みと 認めあい、 ささ 支えあう、
おおらがなまち“おおつ”大津”

はじめに

本市では、地域福祉の推進を図るため、平成 19 年に、「一人ひとりを認めあい、支えあう、おおらかなまち“大津”」を基本理念とする「大津市地域福祉計画」（第 1 次計画）を、平成 24 年に、1 次計画の基本理念を継承し「大津市地域福祉計画」（第 2 次計画）を策定し、関係団体や NPO、地域住民の方々とともに、計画に掲げる事業を推進してまいりました。近年、全国的にも少子高齢化が進む中、本市におきましても高齢化率が 25% を超える学区が 36 学区中 22 学区と年々高齢化が進んでいる現状です。また、核家族化の進行、隣近所や人と人とのつながりの希薄化など、これまでから地域が抱える課題に加え、ひとり暮らし高齢者への対応、虐待防止、ひきこもり、生活困窮者対策など、新たな課題も生じてきております。



このように、多様化・複雑化する地域課題や新たな社会問題などの課題解決に向けては、行政及び大津市社会福祉協議会、市民関係団体等が一丸となり、包括的に連携し取り組む必要があります。そこで、これまでの第 1 次計画・第 2 次計画における取り組みの成果や課題、そして、より効果的・効率的な地域福祉の推進を図るため、これまで大津市社会福祉協議会において策定してこられた「大津市社会福祉協議会地域福祉活動計画」と一体的な計画として「第 3 次大津市地域福祉計画・第 5 次大津市社会福祉協議会地域福祉活動計画」を策定したところです。

本計画では、これまでの基本理念を引き続き継承しつつ、これまでの取り組みをさらに充実・発展させ、誰もが、住みなれた地域で生き生きと暮らしていけるよう、また、大津に住みたい、住み続けたいと思っていただけるよう、地域福祉の推進に取り組んでまいります。

結びになりましたが、この計画策定にご尽力いただきました「大津市社会福祉審議会地域福祉専門分科会」の委員の皆様をはじめ、「地域福祉計画・地域福祉活動計画策定プロジェクトチーム」に参画いただいた皆様、そして、本計画の策定に貴重なご意見・ご提言を賜りました市民の皆様や関係者の皆様に厚くお礼申し上げます。

平成 29（2017）年 3 月

大津市長 越 直美

はじめに

少子高齢化・核家族化の急速な進展、地域におけるつながりの希薄化、個人情報への配慮などにより、人々の暮らしの基盤である地域社会の環境が大きく変化中、福祉ニーズはますます複雑・多様化の一途をたどっております。これにより公共の福祉サービスだけでは対応できない課題が見受けられるようになり、地域における助けあいや支えあい関係の再構築が求められるようになってきております。



こうした社会情勢の中、大津市社会福祉協議会では、地域の皆様・福祉関係団体・行政等の参加を得て、平成25年度に第4次地域福祉活動計画を5か年の期間を定めて策定し、計画に盛り込まれた多くの事業を地域の皆様のご協力をいただきながら進めてまいりました。特に、社会福祉法人制度改革、常設災害ボランティアセンターの設置、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）や生活支援コーディネーターの配置、生活困窮者支援などを通じて、各事業の推進に取り組み、地域で支えあい、助けあうしくみづくりを着実に進めているところです。

そしてこの度、市社協の第5次地域福祉活動計画と大津市の第3次地域福祉計画を一体的に策定することで、地域福祉の課題に対する行政の役割と住民の主体的な活動を支援する市社協の役割がより整理されることが期待できますことから、本計画の策定を1年早め、市の第3次地域福祉計画とあわせて策定することとなりました。

本計画の実施にあたっては、これまでの取り組みをさらに充実・発展させるために地域の皆様、関係機関・団体、福祉施設、企業等の皆様のご協力が不可欠であり、なお一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定にあたり、ご指導いただきました同朋大学牧村先生、龍谷大学筒井先生はじめ、多大なるご尽力を賜りました策定委員・プロジェクトチーム会議の皆様含め、ご参画いただきました延べ約600名の関係の皆様にご心より感謝申し上げます。

平成29（2017）年3月

社会福祉法人大津市社会福祉協議会
会長 桐畑 弘嗣

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
(1) 近年の地域福祉を取り巻く状況	1
(2) 地域福祉計画及び地域福祉活動計画の位置づけ	2
(3) 計画策定の経過	2
(4) 市と市社協による一体的な計画策定	3
2 関連計画との関係	4
3 計画の期間	5
4 策定体制	6
第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題のまとめ	7
1 現状から見た特徴と課題	7
2 計画の事業評価	13
(1) 第2次大津市地域福祉計画の事業評価	13
(2) 大津市社会福祉協議会第4次地域福祉活動計画の事業評価	20
3 計画の評価・検証	24
(1) 第2次大津市地域福祉計画の評価整理	24
(2) 大津市社会福祉協議会第4次地域福祉活動計画の評価整理	26
(3) 地域団体や若者世代による「懇談会」における主な意見	28
4 現状から見えてきた課題のまとめ	29
第3章 計画の基本的な考え方	32
1 計画の基本理念	32
2 計画の基本目標	33
3 施策体系	35
第4章 施策の展開	37
基本目標1 多様なネットワークの力で市民のニーズを広く受け止め解決する体制づくり	37
基本目標2 一人ひとりが生きる力を高めあい支えあえる地域コミュニティづくり	47
基本目標3 新しい参加とつながりを生み出すしくみづくり	54

第5章 施策の推進.....	61
1 進行管理.....	61
2 推進体制.....	62
(1)各主体との連携.....	62
(2)各主体の役割.....	62
資料編.....	65
1 大津市の現状.....	65
(1)地勢.....	65
(2)人口.....	67
(3)地域福祉を考えるための統計数値.....	74
(4)地域福祉を支える社会資源.....	79
2 計画の策定経過.....	89
(1)条例・規則等.....	89
(2)会議開催記録.....	95
(3)各懇談会.....	100
3 用語解説.....	102

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

(1) 近年の地域福祉を取り巻く状況

全国的に少子高齢社会が進行する中、共働き世帯の増加、雇用環境の変化に加え、個人の価値観や生活様式の多様化などから、お互いの顔が見えにくくなっています。また、地域や家庭において、支えあいや見守り機能が低下し、隣近所や人と人とのつながりが希薄になるなど、社会的孤立が問題となっています。

そして社会的孤立がさまざまな問題と複合化することにより、生活困窮に陥ることが懸念されることから、特に既存の制度では十分な対応が難しかった「制度の狭間」に位置づけられる人々の抱える課題の把握や解決への対応が急務となっています。

さらに、大規模地震や豪雨等の災害が相次いで発生する中で、地域における支えあい・助けあい、そして地域の絆が重要であるということが改めて認識されるとともに、高齢者や障害のある人などへの支援のあり方を検討する必要性が再認識されました。

大津市（以下、「市」と表記します。）においても時代の転換期を迎える中で、さまざまな課題に対応するため、一人ひとりがかけがえのない人間として尊厳を持って生きていることを認識し、支えあうことのできる社会の実現が求められています。

また、高齢者福祉や障害者福祉分野でも地域住民の支えあいを含めた保健・医療・福祉が一体となって地域全体で支えるシステムの実現を目指しています。

なお、滋賀県では、すべての地域住民のために、すべての地域住民で支える『地域福祉』による共生社会の構築を目指した県民運動を推進するため、「滋賀県地域福祉支援計画 ～支え手よし・受け手よし・地域よしの地域福祉『三方よし』計画～」が平成 28（2016）年3月に策定されています。

近年の主な課題

- ・少子高齢社会の進行に伴うさまざまな問題への対応
- ・地域とのつながりの希薄化による社会的孤立への対応
- ・生活困窮者等が抱える多様化・複雑化した課題への対応
- ・災害時における要配慮者への支援

(2) 地域福祉計画及び地域福祉活動計画の位置づけ

「地域福祉計画」は、社会福祉法第 107 条に規定する市町村地域福祉計画であり、地域の将来を見据えた地域福祉のあり方や推進に向けての基本的な方向を定める計画です。

一方、「地域福祉活動計画」は市町村社会福祉協議会が社会福祉法第 109 条の規定に基づき策定する、地域住民や社会福祉・保健関係団体や事業者等が主体的に地域で進めていく取り組みが盛り込まれた民間の行動計画です。

(社会福祉法第 107 条)

第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 一 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 三 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(社会福祉法第 109 条)

第百九条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

(3) 計画策定の経過

「大津市地域福祉計画」

市では、平成 19 (2007) 年 3 月に「一人ひとりを認めあい、支えあう、おおらかなまち“大津”」を基本理念とする「第 1 次大津市地域福祉計画」を策定しました。その後、平成 24 (2012) 年 3 月に「第 2 次大津市地域福祉計画」を策定し、「第 1 次大津市地域福祉計画」で掲げた基本理念のさらなる実現に向けて新たに基本目標を 2 つ加え、地域福祉の推進を図ってきました。

「大津市社会福祉協議会地域福祉活動計画」

大津市社会福祉協議会(以下、「市社協」と表記します。)では、昭和 63 (1988) 年に「大津市における地域福祉の推進計画と活動方針」(大津市社会福祉協議会第 1 次地域福祉活動計画)を策定し、平成 25 (2013) 年 4 月には「市民・当事者が主体の福祉のまちづくりをすすめます」を基本理念とする「大津市社会福祉協議会第 4 次地域福祉活動計画」を策定し、地域福祉活動の推進を図ってきました。

(4) 市と市社協による一体的な計画策定

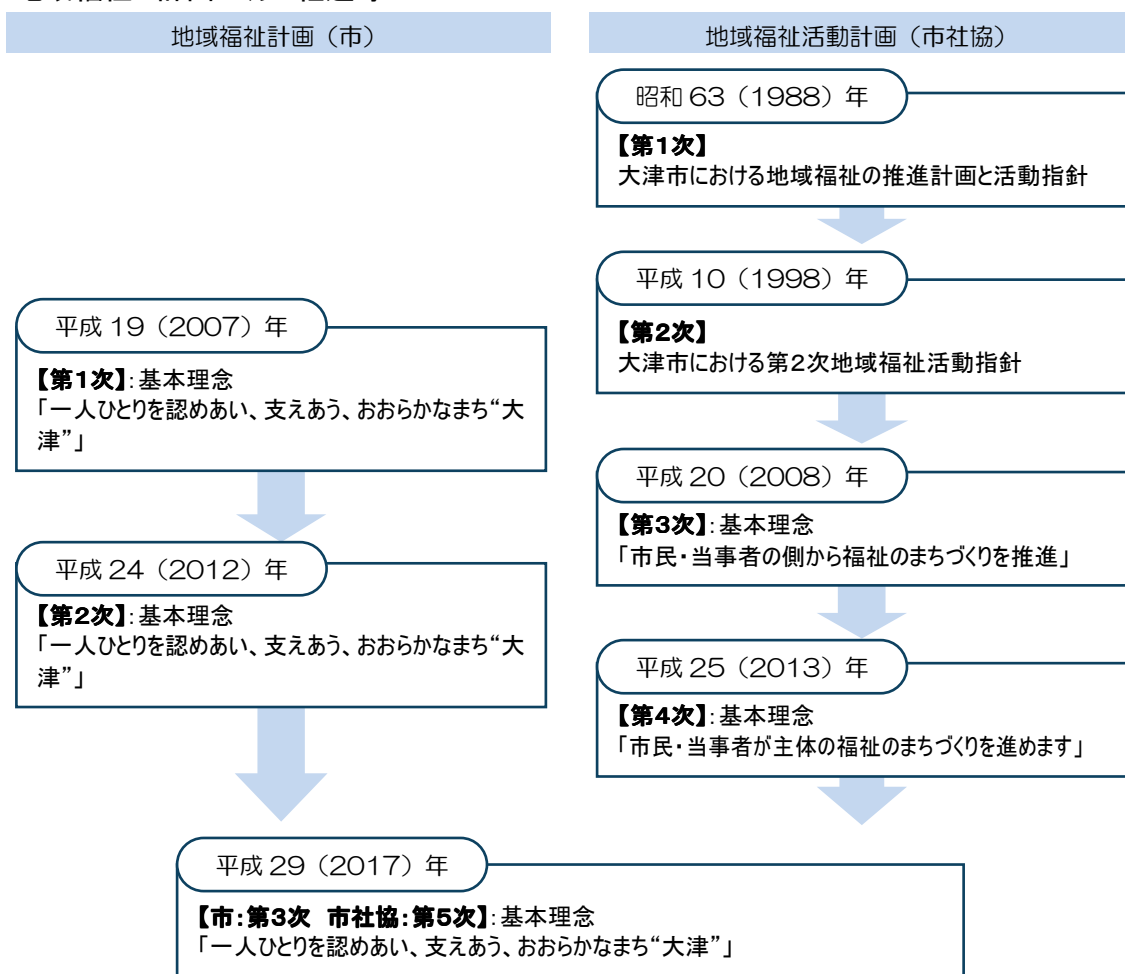
地域福祉を取り巻くさまざまな課題の解決に向けては、市及び市社協、地域住民、地域福祉活動団体等が一丸となり、連携し包括的に取り組むことが必要です。

市及び市社協の策定する「大津市地域福祉計画」と「大津市社会福祉協議会地域福祉活動計画」は、主体こそ相違するものの、ともに地域福祉の推進を目的としてお互いに補完・補強しあう関係にあります。そこで、両計画を一体的な計画として策定することにより、地域福祉の課題に対する行政の役割と市社協の役割を整理しつつ、同じ理念や方向性のもと、連携をさらに強め、地域福祉の推進に取り組むものです。

市の「第2次大津市地域福祉計画」が平成 28（2016）年度に終了することから、市社協の「大津市社会福祉協議会第4次地域福祉活動計画」の計画期間満了日を1年繰り上げ、新たに「第3次大津市地域福祉計画・第5次大津市社会福祉協議会地域福祉活動計画」（以下、「本計画」と表記します。）を策定しました。

策定にあたっては、これまでの計画の成果と市民ニーズの変化等を踏まえ、市や市社協だけでなく、市民、関係団体、NPO、事業者などの地域の皆さんや高校生、大学生などの若者世代の皆さんとともに考え、アイデアを出しあいながら、市と市社協で一体的に計画策定を行いました。

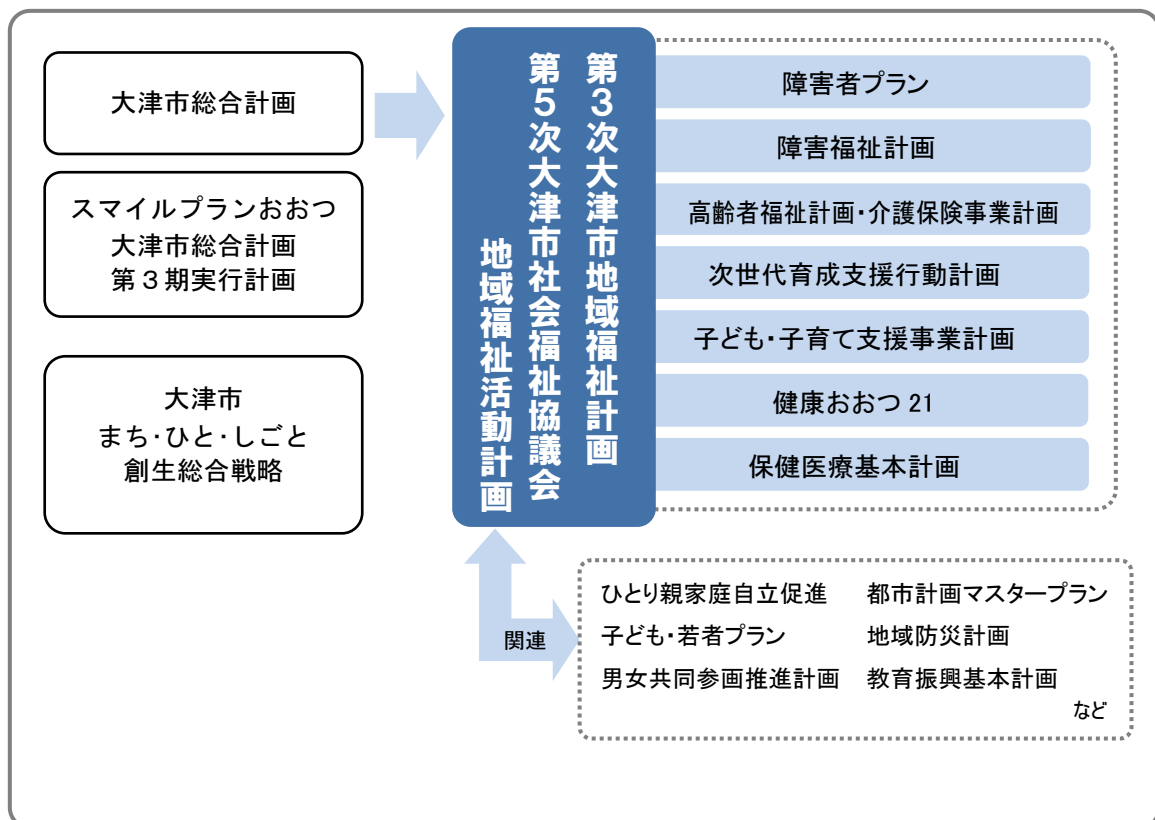
■ 地域福祉の計画づくりの経過等



2 関連計画との関係

本計画は「大津市総合計画」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」のもと、地域の中で支えあい、安心して健やかに暮らせる医療と介護の充実した生活を送ることができるよう支援する「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、障害のある人もない人も、一人ひとりが尊重され、誰もが心豊かに暮らせるよう支援する「障害者プラン」「障害福祉計画」、子育て中の家庭を行政や身近な地域で支える「次世代育成支援行動計画」「子ども・子育て支援事業計画」等、その他の分野の個別計画を「地域」や「生活」といった視点で横断的に取りまとめ、総合化することで、市の地域福祉に必要な考え方や方向性、取り組み方法を集約し、地域の福祉力を高めていくものです。また、各計画の対象とならない部分については、市民や関係団体、事業者、NPO、行政、社会福祉協議会などが協働し地域福祉の取り組みを充実させていくことが重要と考えています。

■総合計画及び分野別計画との関係



3 計画の期間

本計画の計画期間は、平成 29（2017）年度を初年度として、平成 33（2021）年度までの5年間とします。なお、社会情勢や制度改正に柔軟に対応できるよう、必要に応じて見直しを行います。

■計画期間

平成		24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34年度
大津市 総合計画	基本構想	平成 19～28 年度計画					平成 29～40 年度計画					
	実行計画	第2期	第3期			第1期			〈第2期〉			
大津市地域福祉計画		第2次				第3次大津市地域福祉計画・ 第5次大津市社会福祉協議会 地域福祉活動計画					〈次期計画〉	
大津市社会福祉協議会 地域福祉活動計画		第3次	第4次									
大津市高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画		第5期			第6期		〈次期計画〉					
おおつ障害者プラン (大津市障害者計画)		平成 20 ～24年 度計画	平成 25～29 年度計画				〈次期計画〉					
障害福祉計画		第3期			第4期		〈次期計画〉					
大津市次世代育成支援 行動計画		第1次〈後期〉			第2次				〈次期計画〉			
大津市子ども・子育て 支援事業計画					平成 27～31 年度計画				〈次期計画〉			
健康おおつ 21		第1次	第2次									
保健医療基本計画		第1期		第2期				〈次期計画〉				

4 策定体制

本計画を策定するにあたっては、地域福祉活動に深く関わっていただいている団体等の参画による「地域福祉計画・地域福祉活動計画策定プロジェクトチーム」を設置し、具体的な課題や施策・取り組みについて幅広く協議検討を行いました。

また、市及び市社協においても、地域福祉に関係する部局の職員が参加する「市庁内ワーキング」や市社協の職員で構成する「市社協職員ワーキング」などにおいて協議を行ってきました。

さらに、目的別に地域の皆さんや高校生、大学生の若い世代が意見を出しあう場として「懇談会」を実施しました。

本計画に関して、市は、「大津市社会福祉審議会地域福祉専門分科会」を、市社協は、「地域福祉活動計画策定委員会」を諮問機関とし、計画策定及び進捗管理にかかる審議を行いました。

■策定体制図

